

平成24年度
大学設置等に係る事務担当者説明会
資料

高等教育局高等教育企画課大学設置室
平成25年3月27日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

議 事 次 第

➤ 開 会(13:30)

➤ 挨拶

➤ 議 事

1. 大学の設置認可制度等に関する留意点 1
2. 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引きの主な改正点 16
3. 設置審査の主な観点 18
4. PR活動・募集行為、事務相談について 38
5. 柔軟なアカデミックカレンダーの設定について 49
6. 空地・運動場に関する特区制度の全国化への対応について 53
7. 学位規則の一部改正について 54
8. 専門職大学院設置基準における専任教員に関する特例措置の終了に伴う制度改正について 59
9. 学部等の設置届出等について 68
10. 設置計画履行状況等調査について 83
11. 学校法人の寄附行為(変更)認可申請にあたっての留意点等
12. 質疑応答

閉 会(16:30)

大学の設置認可制度等に関する留意点

1. 大学設置認可の在り方の見直しについて

「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」（平成 25 年 2 月 4 日報告）
での指摘事項の概要

運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実
 - (大学新設に係るもの)
 - ① 全体構想審査の実施
 - (認可を要するすべての申請に係るもの)
 - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
 - ③ リスクシナリオの確認

速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底

大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、
充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

2. 認可基準（告示）の改正について

学生確保の見通し等の審査について

改正の趣旨

大学がその教育研究上の目的を達成し、安定的・継続的な教育研究活動を行う上で、学生確保の見通しがあることや、教育研究目的が人材の需要の動向等社会的要請を踏まえたものであることが重要であることから、認可の基準上これを明確化する観点から改正。（平成25年3月1日施行）

※ 参照：平成25年2月28日付け「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部改を改正する告示の施行について（通知）」、平成25年2月28日付け「平成26年度開設予定の大学の設置等に係る提出書類について（事務連絡）」

○ 大学等の設置の認可

設置の趣旨等を記載した書類（手引き P.67）

イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

・長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的根拠となるデータを示しながら説明してください。その際、想定する受験者数、合格者数、入学者数を明示してください。

・人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会的要請を踏まえたものであることを客観的根拠となるデータを示しながら説明してください。

・上記の説明の際には、次に掲げる事項について必ず触れてください。

① 入学定員（編入学定員を含む）設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

（客観的根拠となるデータ例）

人材需給に関する公的機関や民間調査機関による調査、当該分野の入学志願動向、専門の調査機関による進学意向調査、同分野を有する近隣大学への併願動向調査 等

② 卒業後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

（客観的根拠となるデータ例）

人材需給に関する公的機関や民間調査機関による調査、企業の人材需要調査、卒業生の採用意向調査 等

○ 収容定員増の認可

設置の趣旨等を記載した書類（手引き P.83）

- ⑥ 収容定員変更等に係る申請等の場合は、以下の項目を必ず盛り込んでください。
（略）

b 学則変更（収容定員変更）の必要性

- ・ 収容定員変更をする背景や今後の見通し等も含めて説明してください。
- ・ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的根拠となるデータを示しながら説明してください。
- ・ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることを客観的根拠となるデータを示しながら説明してください。
- ・ 上記の説明の際には、次に掲げる事項について必ず触れてください。

① 入学定員（編入学定員を含む）設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

（客観的根拠となるデータ例）

人材需給に関する公的機関や民間調査機関による調査、当該分野の入学志願動向、専門の調査機関による進学意向調査、同分野を有する近隣大学への併願動向調査、収容定員を増加する学部等の入学志願状況 等

② 卒業後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

（客観的根拠となるデータ例）

人材需給に関する公的機関や民間調査機関による調査、企業の人材需要調査、卒業生の採用意向調査 等

3. 審査プロセスの見直しについて（平成25年度審査から）

設置構想審査、及び学生確保等に関する実施について

見直しの趣旨

設置計画全体が社会的要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認するため、教育課程や教員等の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者から設置の理念を含む設置構想全体について説明を求める面接審査を実施する。

また、上記認可基準の改正に伴い、学生確保の見通しや社会的要請等が現実的なものであるか十分に確認するため、当該事項に特化した専門委員会による書面審査を実施する。

○ 設置構想審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

大学新設案件（3月末申請）

(3) 審査時期

4月

(4) 審査方法

- ① 理事長（予定者）及び学長予定者と面接し設置計画等について質疑
- ② 原則として、自治体からのヒアリングを実施
- ③ 審査結果を5月に意見伝達

(5) 関係資料

「設置構想の概要」（別紙1）

○ 学生確保等に関する審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

- ① 大学新設案件（3月末申請）
- ② 学部等新設案件（5月末申請）
- ③ 収容定員増案件（3月末申請、6月末申請）

(3) 審査時期

- ① 大学新設案件（3月末申請）：4月
- ② 学部等新設案件（5月末申請）：6月
- ③ 収容定員増案件（3月末申請、6月末申請）：4月及び7月

(4) 審査方法

- ① 申請者が提出した資料に基づき書面により審査
- ② 大学新設案件は5月、学部新設案件は6月末以降、収容定員増案件は6月及び8月に意見伝達

(5) 関係資料

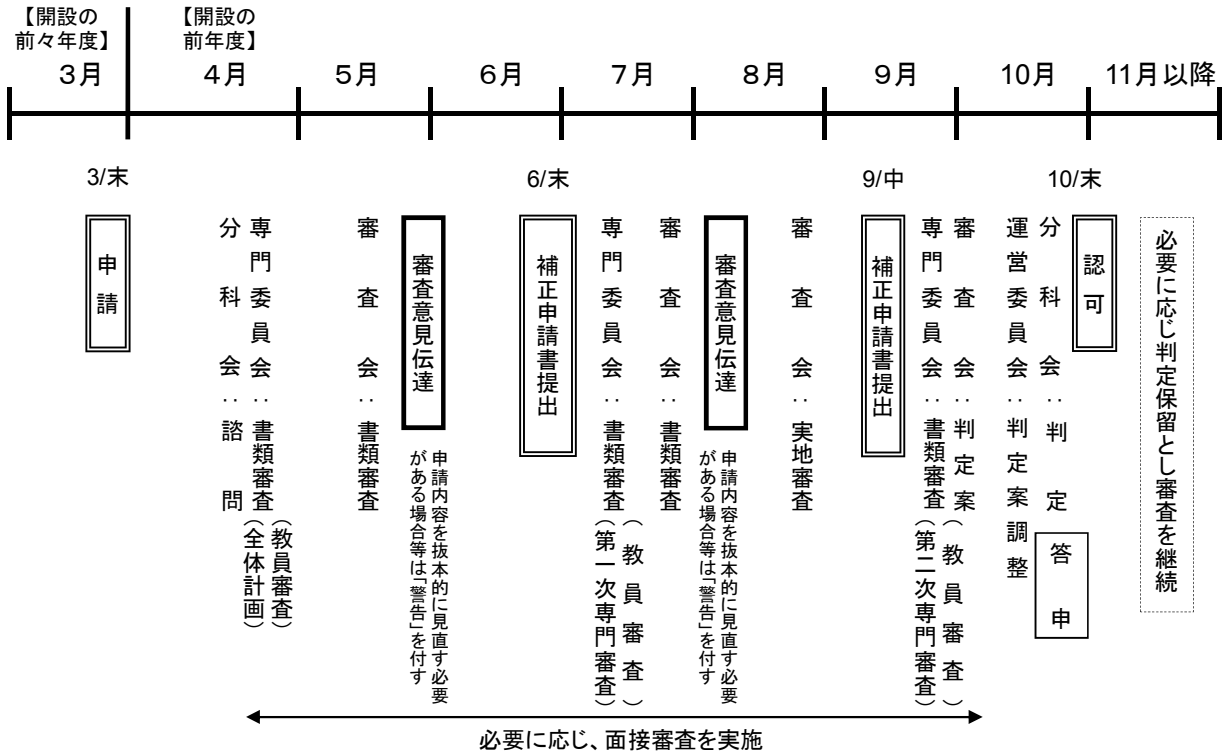
「学生確保の見通し等に関する資料」

（別紙2－1【設置認可】）、（別紙2－2【収容定員増認可】）

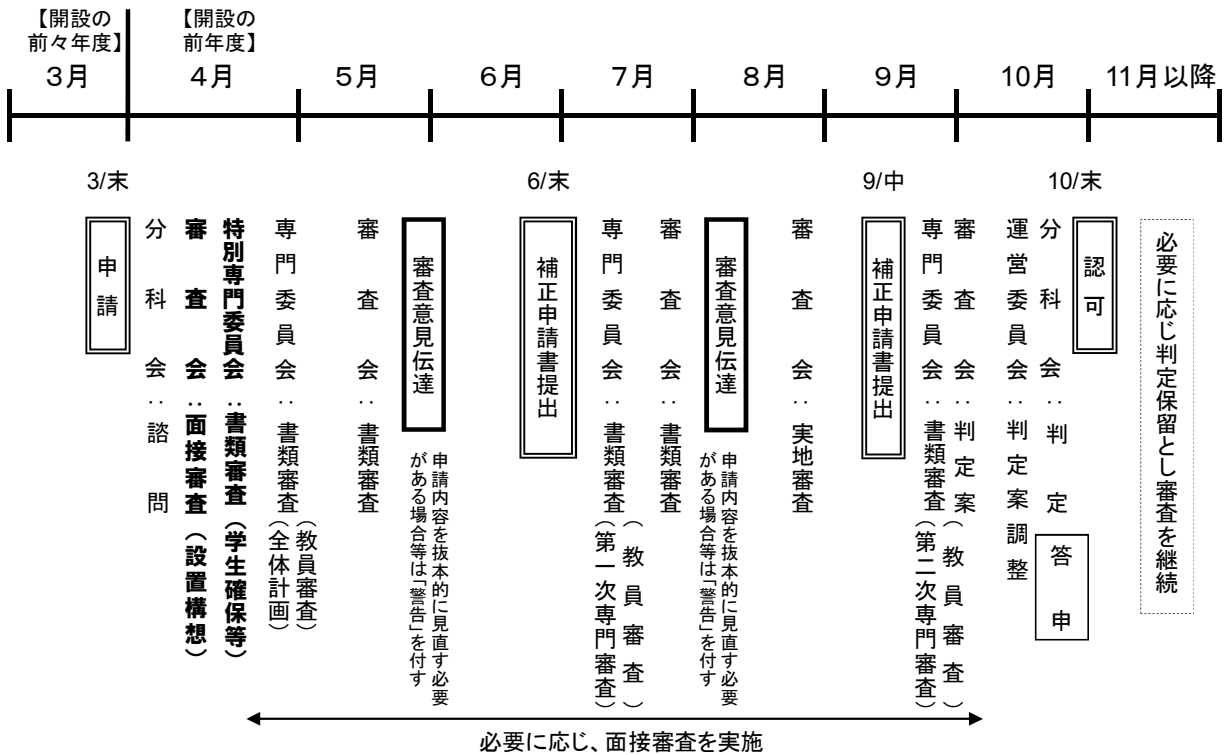
審査スケジュール

— 大学新設の場合(大学設置分科会) —

○平成24年度審査



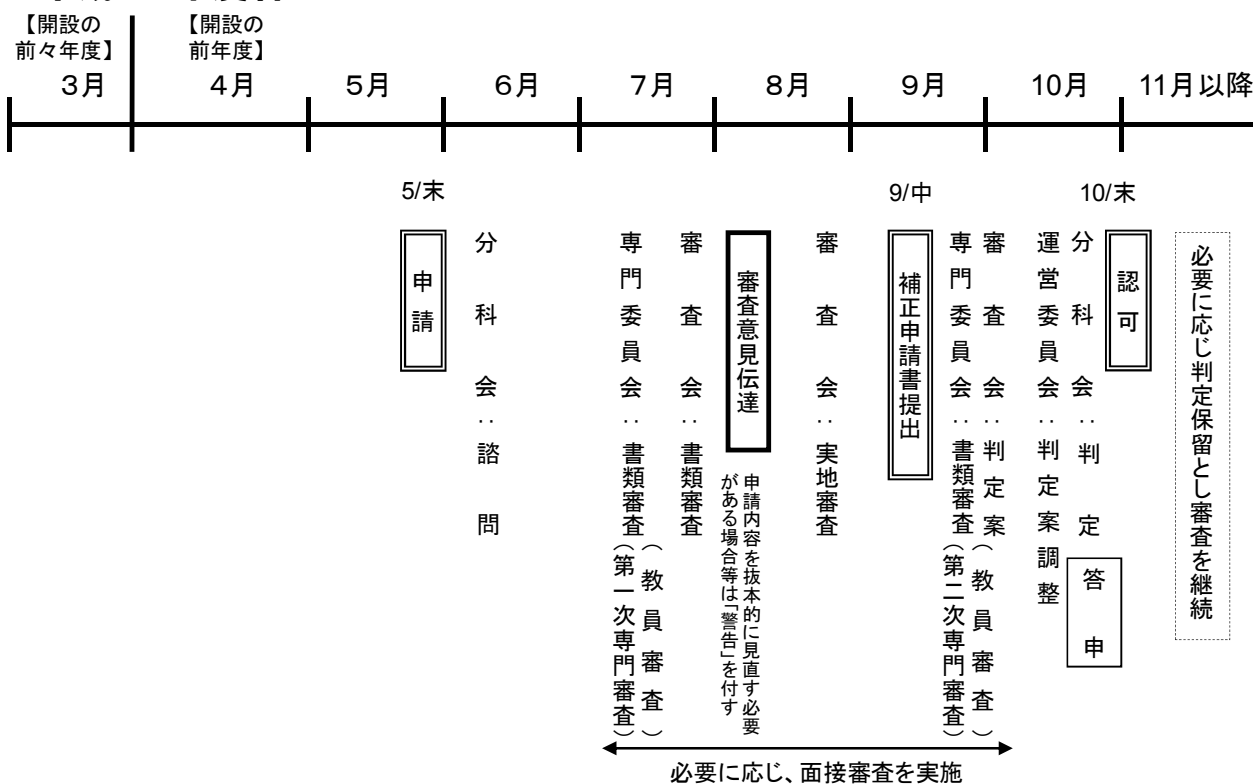
○平成25年度審査から



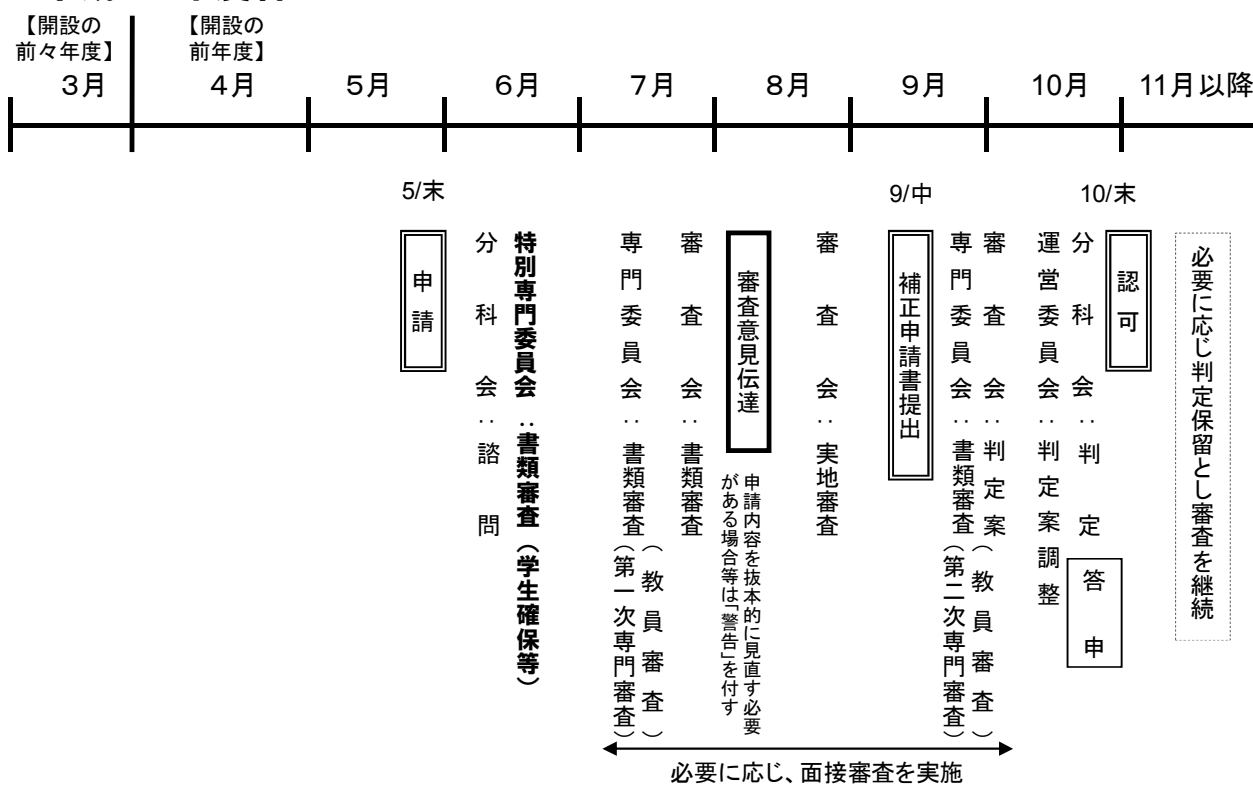
審査スケジュール

— 学部等新設の場合(大学設置分科会) —

○平成24年度審査



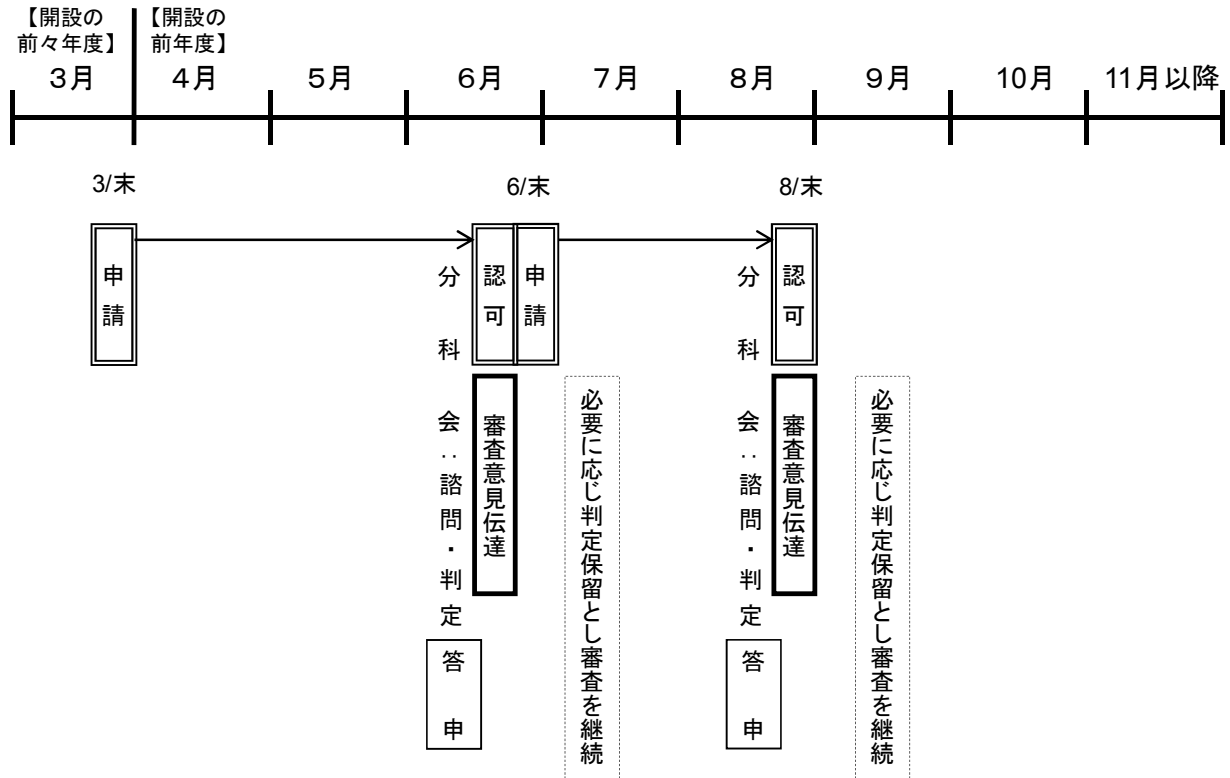
○平成25年度審査から



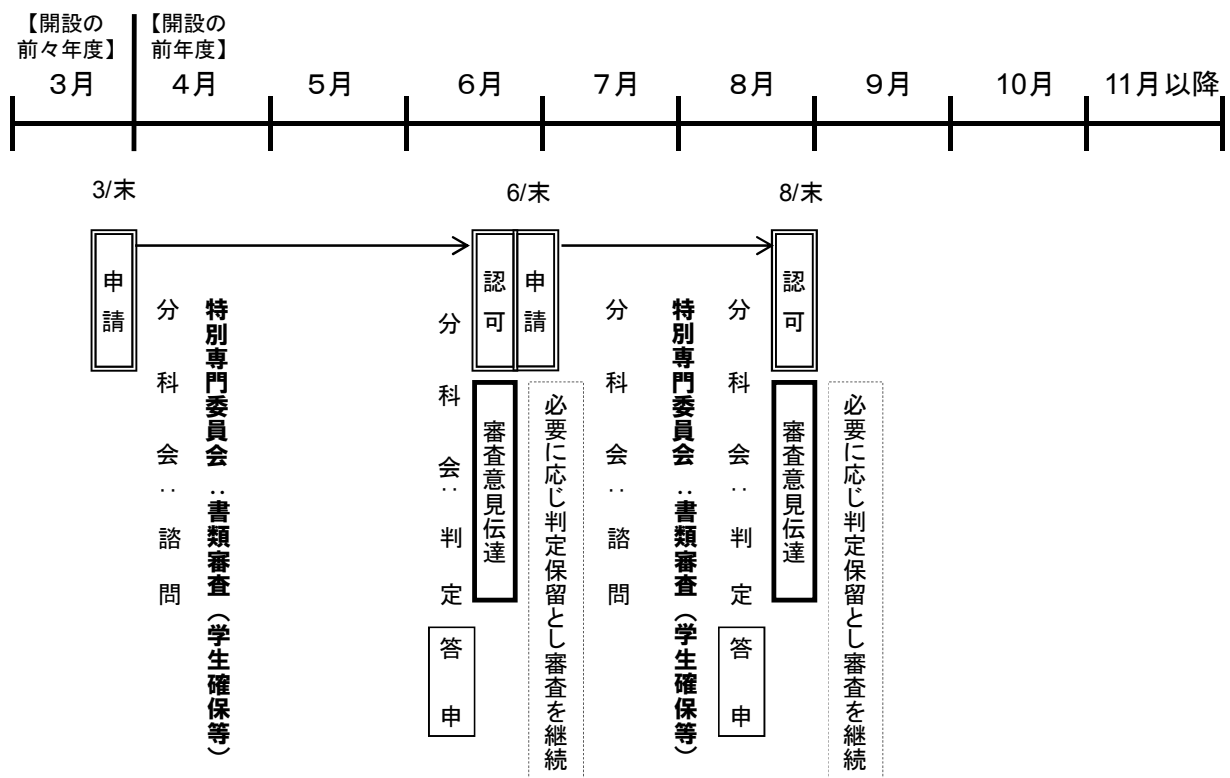
審査スケジュール

— 収容定員増認可の場合(大学設置分科会) —

○平成24年度審査



○平成25年度審査から



4. 学校教育法施行規則等の改正について

情報の公表について

改正の趣旨

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する趣旨より改正。(平成23年4月1日施行)

※ 平成22年6月16日付け「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」

設置の趣旨等を記載した書類(手引き P.66)

ト 情報の公表

【学校教育法第113条, 学校教育法施行規則第172条の2】

- ・教育研究活動等の状況に関する情報の公表についての内容(公表の方針や考え方を含む。)及び方法等を具体的に記載してください。その際、以下の①～⑨の項目については、内容とともに、掲載している(又は掲載予定の)ホームページのアドレス等(例: <http://・・・>、[トップ>・・・>教育研究活動の情報>教育研究上の目的](#) 等)も併せて記載してください。
- ①大学の教育研究上の目的に関すること
- ②教育研究上の基本組織に関すること
- ③教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑩その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報, 学則等各種規程, 設置認可申請書, 設置届出書, 設置計画履行状況等報告書, 自己点検・評価報告書, 認証評価の結果 等

②公正な設置認可審査の実施について（ペナルティ制度について）（平成18年）

1. 設置認可をしない場合

- 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準

（平成15年文部科学省告示第45号）

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 （略）
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

2. 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

- 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成18年4月18日通知）

第2条第1号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

① 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

- i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上
- ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為
（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載
- iii) その他
（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

3. 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合

○教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不相当と認められる場合。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用

(平成18年4月18日通知)

第2条第3号（設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合）の運用方針

② 「履行の状況が著しく不相当と認められる」場合について

・・・「履行の状況が著しく不相当と認められる」典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不相当」か否かを判定する。

i) 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

ii) 授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室等）が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

③ 面接・実地審査の実施について（平成21年）

全ての審査の過程において、必要に応じて面接又は実地審査を可能とした。

6. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知)

○ 大学設置等に係る提出書類の索引

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づく提出書類

・・・・・・・・A

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知)」に基づく提出書類

・・・・・・・・B

	手 続 き の 種 類	参 照 頁
設 置	<ul style="list-style-type: none"> 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校を設置 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 大学の学部の設置 私立大学の学部の学科の設置 大学の大学院の設置 大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置，研究科の専攻に係る課程の変更 通信教育の開設 	
	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学の学部の学科の設置 短期大学の学科の専攻課程の設置 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置 	B
収 容 定 員	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学，公立短期大学，公立高等専門学校の収容定員変更 大学院の収容定員変更 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 私立大学，私立短期大学，私立高等専門学校の収容定員変更 	A
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校の廃止 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科の廃止 大学院の研究科の専攻の廃止 大学及び短期大学の通信教育課程の廃止 	B
	設置者変更	A
	その他の学則変更	B

注) 上記の「収容定員変更」には、収容定員増も含む。

7. 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成21年2月(同年3月施行)に改正され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認可行政を実現するという観点から、大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大が図られた。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)

(認可等の公表)

第12条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

1 提出期限について

手続の種類	電子ファイル提出期限	
大学新設(10月末認可)	11月15日(金)	
学部等設置(10月末認可)	11月15日(金)	
通信教育の開設(10月末認可)	11月15日(金)	
収容定員増	(6月認可)	7月12日(金)
	(8月認可)	9月13日(金)
収容定員変更(届出)	届出をした日から2週間後まで	
設置者変更	認可日から2週間後まで	
学部等設置、通信教育の開設(届出)		
届出時期		
4月22日(月)～4月26日(金)	7月12日(金)	
5月27日(月)～5月31日(金)	8月16日(金)	
6月24日(月)～6月28日(金)	9月13日(金)	
7月25日(木)～7月31日(水)	10月11日(金)	
8月26日(月)～8月30日(金)	11月15日(金)	
9月24日(火)～9月30日(月)	12月13日(金)	
11月25日(月)～11月29日(金)	2月14日(金)	
12月19日(木)～12月26日(木)	3月20日(木)	
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで	

2 公表の対象区分

- ①大学又は高等専門学校を設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き (平成25年度改訂版)の主な改正点

◆各大学等への発送

発送業者より、平成24年2月17日発送済み

◆手引きの文部科学省ホームページ掲載

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/tebiki.htm

1. 事前相談の受付対象となる開設・変更年度(p11)

- ・ 認可又は届出に該当するか否かを運営委員会に相談する事前相談の受付対象となる開設・変更年度を明確化。

2. 審査スケジュール(p13)

- ・ 設置構想審査、学生確保等の審査を追加。

3. 基本計画書における通信教育課程の記載(p32)

- ・ 基本計画書における「新設学部等の概要」において、通学課程と通信教育課程の両課程を列記する場合、定員等を含めこれらを区分して記載するよう記載例を変更。

4. 組織の移行表(p30)

- ・ 組織の移行表に定員の合計数を記載するよう記載例を変更。
- ・ 設置認可申請(収容定員増の認可申請を除く)及び届出設置の場合に基本計画書の後に補足資料として添付する旨を明記。

5. 学生確保の見通しと社会的人材需要(p67、p77、p83)

- ・ 認可基準(文部科学省告示)の一部改正(平成25年3月1日施行)に伴い、学生確保の見通しと社会的人材需要に関する説明において盛り込むべき事項等を具体化。

6. 空地、運動場に係る代替措置(p69)

- ・ 大学設置基準、短期大学設置基準の一部改正(平成25年1月1日施行)に伴い、空地、運動場の代替措置に係る代替措置を講じる場合に説明を要する事項を追加。

7. 判定カード(p122～130、p153、p174～177)

- ・ 判定カードの様式を変更。
- ・ 前判定を受けた科目にオムニバス科目がある場合、その旨を「前判定」欄に記載するよう修正。

8. 設置構想審査に係る資料(p135～136)

- ・ 設置構想審査で使用する資料の作成方法及び作成例を追加。

9. 事前相談資料(p157～168)

- ・ 新たに、「基礎となる学部等の改編状況」、「授業科目の概要」、「教員名簿」を事前相談に必要な資料に追加。
- ・ 名称変更の事前相談資料のうち、「設置時からの教育課程の変更状況」について、平成21年4月時点の教育課程の状況の記載を求めるとともに、名称変更前の教育課程について当該教育課程に変更となった時期を記載するよう様式を修正。

10. よくある質問(p213～220)

- ・ Q&Aの項目の追加・修正。

設置審査の主な観点(平成24年度審査)

○学部等について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。
- ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。
- ③ 特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、適切な見通しを持っているか。
- ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目標その他の教育研究上の目標を学則等に定めているか。

2. 名 称

- ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。
- ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。
- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ③ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。
- ④ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。
- ⑤ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられるような人数となっているか。
- ⑥ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑦ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

- ⑧ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑨ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週に渡るとともに、各授業科目は、10週又は15週に渡るものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満（短大にあっては30単位未満）とすることとしているか。
- ⑪ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ⑫ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ⑬ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ⑭ 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ⑮ 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

4. 教員組織

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
- ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。
- ③ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。
- ④ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑤ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑥ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑦ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は, 実地にて確認する。また, その場合, 学生が円滑に利用できるようになっているか。
- ⑦ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑧ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, 当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。
- ⑨ サテライトキャンパスで授業を行う場合, 課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。
- ⑩ 大学における校地の面積は, 収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。
- ⑪ 校舎の面積は, 設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について, 適切な体制を整えた上で刊行物への掲載, インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
- ⑤ 教育上の目的に応じ, 学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。
- ⑥ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)

○大学院について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 各専攻ごとに、具体的にどのような人材を養成しようとしているか、どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。
- ② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確となっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。
- ⑥ 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。

2. 名 称

- ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。
- ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。(修士課程のみ)
- ③ アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育(学部教育又は修士課程教育)との接続を考慮した教育課程となっているか。
- ④ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ⑤ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑥ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。
- ⑦ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑧ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑨ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。
- ⑩ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑪ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導・研究指導)の

プロセスは、明確になっているか。

- ⑫ 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。
- ⑬ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑭ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑮ 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑯ 学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。
- ⑰ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑱ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。
- ⑲ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。
- ⑳ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ㉑ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ㉒ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ㉓ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。
- ㉔ 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ㉕ 学位論文審査・最終試験の方法は、明確となっているか。
- ㉖ 学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、広く社会に公表する仕組みとなっているか。(博士課程のみ)

4. 教員組織

- ① 授与する学位の種類に応じて、専攻ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に、教員の学位保有状況には留意する。
- ② 授与する学位の分野に応じて、設定した研究領域ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。
- ③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。
- ④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。
- ⑤ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑥ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑦ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑧ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合, 課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。
- ⑧ 大学院大学の場合, 当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について，適切な体制を整えた上で刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
- ⑤ 教育上の目的に応じ，学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。

○専門職大学院について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 当該専門職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。
- ② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。
- ⑥ 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。

2. 名称

- ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。
- ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。
- ③ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ④ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑤ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。
- ⑥ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され、体系的な教育課程が編成されているか。
- ⑦ 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑧ 新しい社会のニーズに応える幅広く、かつ高度の専門的教育を行うと共に、実務との融合を図る教育内容となっているか。
- ⑨ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑩ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体

系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。

- ⑪ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑫ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。
- ⑬ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導)のプロセスは、明確になっているか。
- ⑭ 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。
- ⑮ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに、専門職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。
- ⑯ 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑰ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑱ 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑲ 学修の成果に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。
- ⑳ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ㉑ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。
- ㉒ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。
- ㉓ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ㉔ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ㉕ 通信教育を行う場合、専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について行われているか。また、多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。
- ㉖ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課

程・方法等を取り入れる工夫をしているか。

- ⑳ 修了要件は、人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。

4. 教員組織

- ① 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。
- ② 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。
- ③ 主要な授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ④ 専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつその他の必要な要件(①教育上又は研究上の業績, ②高度の技術・技能, ③特に優れた知識・経験のいずれか)を備え、必要数を充足しているか。
- ⑤ 教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員(5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者)となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。
- ⑥ 専門職大学院の独立性の確保に鑑み、当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。
- ⑦ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。
- ⑧ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑨ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑩ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑪ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。
- ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設

備が備えられているか。

- ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。
- ⑧ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について，適切な体制を整えた上で刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
- ⑤ 教育上の目的に応じ，学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。
- ⑥ 認証評価を受ける見通しを持っているか。

○教職大学院について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。
- ② 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等位定めているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。

2. 名 称

- ① 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。
- ② 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。
- ③ 専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教育の養成を実現しうる教育課程となっているか。
- ④ 人材養成目的を達成するため、以下の点を踏まえ、必要な授業科目を自ら開設し、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。
 - 1) 教育課程の編成及び実施に関する領域、2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、3) 生徒指導及び教育相談に関する領域、4) 学級経営及び学校経営に関する領域、5) 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目のほか、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成すること。
- ⑤ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し、学校教育に関する「理論と実践

の融合」を図る教育内容となっているか。

- ⑥ 上記④の5つの領域において共通的に開設せれる授業科目の単位数の合計一定程度(最低必要修得単位数全体から実習の最低必要単位数を引いたもののうちの半数)以上となっているか。
- ⑦ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑧ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。
- ⑨ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導)のプロセスは、明確になっているか。
- ⑩ 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。
- ⑪ 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。
- ⑫ 小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合、当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており、かつ、それらについて合理性があるか。また、免除する場合、「教育上有益と認めるとき」に限定されており、かつ、免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。
- ⑬ 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。
- ⑭ 教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み、多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合、具体的な実施方法等が示されているか。また、その場合、法令の要件に適合しているか。(全ての授業が通信により行われる課程は想定されない)
- ⑮ 現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画(1年コース)である場合、教育方法・履修スケジュールなどについて、学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。
- ⑯ 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑰ 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って行う仕組みとなっているか。
- ⑱ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。
- ⑲ 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなって

いるか。

- ⑳ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。
- ㉑ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。
- ㉒ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。
- ㉓ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が明確であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制等は明確であるか。
- ㉔ 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。
- ㉕ 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか(開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数)。
- ㉖ 実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また、当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。
- ㉗ 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。
- ㉘ 現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、当該実習の水準が明確になっているか。また、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。
- ㉙ 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について、実習先と十分に調整を行っているか。
- ㉚ 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など養成した人材を受け入れる側(デマンド・サイド)のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。
- ㉛ 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件(45単位以上)を満たしているか。
- ㉜ 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。

4. 教員組織

- ① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号(①教育上又は研究上の業績, ②高度の技術・技能, ③特に優れた知識・経験)のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。
- ② 教員組織のうち概ね4割以上は, 専攻分野におけるいわゆる実務家教員(概ね20年程度の実務経験を有することが望ましい)となっているか。実務家教員の配置は, 教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。
- ③ 全体として実践的内容を意識した教育が展開されるよう, 実務家教員と理論的な科目を担う教員が適切に役割分担・協同し, 組織的な連携体制を確保しているか。
- ④ 主要な授業科目に, 原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく, 一定以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど, 教員組織全体としてバランスがとれているか。
- ⑥ 実務の経験を有し, かつ, 高度の実務の能力を有する専任教員は, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。
- ⑦ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は, 一年間につき6単位以上の授業科目を担当し, かつ, 教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。
- ⑧ 教員組織の年齢構成について, 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。
- ⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また, それぞれの校地には, 当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。
- ⑩ 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。
 - (1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず, 知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。

※例えば, 大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等, 校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から, 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。)
 - (2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には, 理論や実践の一般化に係る内容が包含されているか。

※教員等学校教育関係者以外の者の場合, 学校教育関係者と同様に, 実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から, 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。
- ⑪ 実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。
 - I 教員等学校教育関係者の場合
 - (1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・

技能を修得させるための指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。

※例えば教諭の場合、標準的な勤務経験(担任サイクル、主任等の経験)を考え、概ね20年程度の経験を有するか。(他方、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験を有する場合等、その職務の性質の相違を勘案しつつ、教諭としての経験期間よりも長く評価することにより、全体として同等以上と評価し得る期間である必要がある。)

(2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合、実務経験の期間と実務から離れてからの期間は、実務を離れてから5～10年以内であるか。この場合、実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

II 教員等学校教育関係者以外の者の場合

担当科目と実務の経験との関連が認められるか。

III 全体として、学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。(必要専任教員数の3割以上は、教員等学校教育関係者であるか。)

教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。

⑫ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑬ 科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑭ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

5. 施設・設備等

① 教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。

② 専任教員に対して研究室が備えられているか。

③ 研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)

④ 研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。

⑤ 2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備(講義室、研究室、学生自習室、医務室、図書館等)が設けられているか。

⑥ 大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

- ⑦ 授業の一部を校舎等以外の場所で行う場合は、文部科学省告示第43号(いわゆる「サテライト告示」)に定める要件を満たしているか。
- ⑧ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。
- ⑨ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について，適切な体制を整えた上で刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
- ⑤ 教育上の目的に応じ，学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。
- ⑥ 学校現場などの要請した人材を受け入れる側(デマンド・サイド)との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み，学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。

○共同教育課程について

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨に共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。
- ② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。

2. 名 称

- ① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。
- ② 共同教育課程を編成する大学(大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。)の共同学科等の名称は同一の名称であるか。

3. 教育課程

- ① 構成大学(大学院は除く)において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。
- ② 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院(以下、構成大学院という。)の教員から研究指導を受けることができるよう研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。
- ③ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないように適切に配慮されているか。
- ④ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。
- ⑤ 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。
- ⑥ 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。
- ⑦ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。
- ⑧ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。
- ⑨ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位数が以下のとおり設定されているか。

学科(医学・歯学除く)	・・・ 31単位以上
学科(医学・歯学)	・・・ 32単位以上

大学院(修士課程・博士課程)	・・・	10単位以上
専門職大学院(法科・教職除く)	・・・	10単位以上
法科大学院・教職大学院	・・・	7単位以上
短期大学(2年制)	・・・	10単位以上
短期大学(3年制)	・・・	20単位以上

4. 教員組織

- ① 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行いうる体制がそれぞれ整備されているか。

5. 施設・設備等

- ① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ③ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。

6. その他

- ① 学生の在籍関係について、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。
- ② 入学者選抜の際に各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。

③ あらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。

④ 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。

協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。

< 審議事項(例) >

- ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学位審査委員会の設置に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

認可申請，届出設置における PR活動・募集行為について

➤ PR活動

- ・説明会，ホームページ，新聞等により「認可申請中」等である旨の広報を行うことは可能
- ただし，認可申請中であること，募集人員等が予定であり変更があり得る旨を明確に記載すること

➤ 募集行為(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

- ・認可申請の場合は，認可後
- ・届出設置の場合は，原則届出後60日経過後
 - ※届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)
 - ※大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能
 - ※認可後等の学生募集は「平成26年度大学入学者選抜実施要項について」(平成25年5月通知予定)に従って実施

事務相談について

- ・事務相談可能日を参考にしながら、希望日の2週間前の週の月曜日の10:00から電話にて事務相談を受け付けます。
- ・当日使用する事務相談資料を相談日の3営業日前までに送付ください。

- ・当日は文部科学省4Fの来省者控え室でお待ち頂き、時間になりましたら(内線2486)でご連絡の上、14F西側の大学設置相談室にお越しください。
- ・控え室に備付きの「相談表」に必要事項を記入の上相談時に提出してください。
「相談表」はHP上にも掲載しています。

- ・来省人数は原則4名以下とし、その中には、事務方だけでなく、申請内容に関わっている中心となる教員等構想を十分に把握されている方も必ず来省するようにしてください。

設置構想の概要

別紙 1

名称	〇〇大学(〇〇短期大学)	設置者	学校法人〇〇		
設置区分	大学設置		開設予定時期	平成〇年〇月	
位置	(本部)東京都千代田区〇〇				
	(〇〇学部A学科)同上				
	(〇〇学部B学科)東京都渋谷区〇〇				
組織	学部名・学科名・学位名		入学定員(人)	編入学定員(人)	収容定員(人)
	〇〇学部 (英訳名:)		180	2年次 5 3年次 10	755
	〇〇学科 (英訳名:) 学士(〇〇) (英訳名:)		100		435
	〇〇学科 (英訳名:) 学士(〇〇) (英訳名:)		80	0	320
設置の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・設置申請に至った経緯 ・設置申請までの検討状況 ・学部等の組織編制方針(複数設置する際の編制方針)と将来的な設置構想(他学部や大学院の設置計画) など 				
設置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本学が位置する地域に設置が必要な理由 ・地域(自治体等)の要望や地域(自治体)との連携状況 ・養成する人材像とその人材養成を本学が担う必要性 など 				
学生確保の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・学生確保の見通しに関するデータ など 				
地域・社会的需要	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される卒業後の進路 ・卒業生を受け入れる企業等の継続的な人材需要 ・地方公共団体や地元企業等の要望 など 				
教育課程の編成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成の理念 ・取得可能な資格等 ・主たる研究領域とその研究領域の社会的な需要 など 				
教員組織の編成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編成の理念 ・教育研究水準の維持向上の方策 など 				
施設設備に整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究環境の整備方針 ・施設設備の整備状況 など 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2校地以上(サテライトキャンパスを含む)で教育研究を行う場合 ・コースや専攻等を設ける場合 ・大学院設置基準第14条による教育方法を実施する場合 ・特定の課題についての研究成果の審査を行う場合 ・博士論文研究基礎力審査を修了要件とする場合 など 				

学生確保の見通し等に関する資料

学校法人 ○ ○ ○ ○

提出年月日 平成25年〇月〇〇日

《新設学校所在地・学部》
《内容大綱》
等：〇〇名
部名：〇〇名
所在地：〇〇市〇〇町
・定員：〇〇名
定員：〇〇名
定員：〇〇名
学部：
▲学科 (●年)

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生確保の見通し

【定員充足の見込み（概要）】

【定員充足の根拠となる調査結果の概要】

【学生納付金の設定の考え方】

注1 定員を充足する見込みがあることについて、受験対象者へのアンケート調査や競合校の状況調査等の客観的なデータを用いて説明してください。

注2 学生確保の見通しについての客観性のある調査結果（可能な限り申請者以外の第三者による調査結果）を、必ず添付してください。その他、参考となる資料がある場合は必要に応じて添付して下さい。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況（予定含む）

--

注1 学生確保についての具体的な取組状況及びその効果、反応等を記載してください。また、効果、反応等に関し参考となる資料があれば添付してください。

2 人材需要の動向等社会の要請

① 【人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）】

② 【①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠】

注1 ②について、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、当該養成しようとする人材に関する社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものについて、各種統計調査、専門の調査機関等による企業、関係機関等への採用意向調査等の客観的なデータを用いて説明してください。

注2 説明で使用した各種統計調査等の調査結果は必ず添付してください。その他、参考となる資料がある場合は必要に応じて添付して下さい。

学生確保の見通し等に関する資料

学校法人

大学名

提出年月日 平成25年〇月〇〇日

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生確保の見通し

【定員充足の見込み（概要）】

【定員充足の根拠となる調査結果の概要】

- 注1 定員を充足する見込みがあることについて、受験対象者へのアンケート調査や収容定員を増加する学部等の入学志願状況等の客観的なデータを用いて説明してください。
- 注2 説明で使用した各種統計調査等の調査結果は必ず添付してください。その他、参考となる資料がある場合は必要に応じて添付して下さい。
- 注3 基本計画書に記載した定員超過率が0.7倍未満の既設学科がある場合は、できる限り客観的なデータをを用いて、その学科の定員設定の合理性を説明してください。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況（予定含む）

--

注1 学生確保についての具体的な取組状況及びその効果、反応等を記載してください。また、効果、反応等に関し参考となる資料があれば添付してください。

注2 基本計画書に記載した定員超過率が0.7倍未満の学科ある場合は、その学科についても説明してください。

2 人材需要の動向等社会の要請

① 【人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）】

② 【①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠】

注 1 ②について、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、当該養成しようとする人材に関する社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることについて、各種統計調査、専門の調査機関等による企業、関係機関等への採用意向調査等の客観的なデータを用いて説明してください。

注 2 説明で使用した各種統計調査等の調査結果は必ず添付してください。その他、参考となる資料がある場合は必要に応じて添付して下さい。

注 3 収容定員を増加する学科等について説明してください。